

子育て世帯への特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対して支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

ひとり親世帯またはひとり親世帯以外はいずれかの項目に該当する方が支給対象者となります。

○ひとり親世帯

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方（申請不要）
- ②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（要申請）

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方（要申請）

○ひとり親世帯以外

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方（申請不要）
- ②令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）および令和4年4月以降令和5年2月までに生まれる新生児の養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（要申請）

○支給額 児童一人当たり一律6万円

○給付金の給付手続き

公的年金を受給している方および高校生のみ養育している方、新生児を養育している方、家計が急変した方は申請が必要です

※福祉保健課窓口で申請してください。また、上記以外の方は申請不要となります。

■問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

令和4年度住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金のお知らせ

令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で非課税世帯相当の収入に家計が急変した世帯を対象に臨時特別給付金を支給します。

○支給対象者

- ①世帯全員が令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯
- ②令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が非課税世帯相当の収入に急変した世帯

※令和3年度に本給付金をすでに受給されている世帯は対象外となります。

○支給額 1世帯10万円

○給付金の給付手続き

- ・①の方は本町から確認書を送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください
- ・②の方は申請が必要ですので、福祉保健課窓口で申請してください

■問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

7月集団特定健診・各種がん検診（胃・肺・大腸・前立腺がん）の予約枠が残りわずかになりました

○とき 7月19日(火)～21日(木)

受付時間 7時～10時30分

※21日(木)は予約できます。また、19日(火)・20日(水)は定員に達してはいますが、希望する健診（検診）の種類によっては、受診できる場合もありますので、福祉保健課健康増進係までご相談ください。

○ところ 町公民館講堂

※21日(木)のみ日ノ出地区ふれあいセンターで実施します。

○健診機関

公益財団法人北海道対がん協会 旭川がん検診センター

12月、1月の集団健診のご予約も随時行っています。

■申込み・問合せ 福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

町道南10線の一部通行止めのお知らせ

穂波川改修工事のため、工事期間中は町道南10線の改良工事区間を一般車両全面通行止め（地先住民の車両と営農車両などを除く）とします。

工事期間中は、一般車両の通行および住宅への出入りなどご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

なお、交通規制を実施する期間などは、次のとおりとなっています。

交通規制区間	町道南10線（相内線から西23号線間：約450m）		
交通規制期間	8月1日～11月30日まで		
事業名	訓子府北東地区 水利施設等保全高度化事業	事業主体	北海道オホーツク総合振興局

■交通規制箇所図



■問合せ 農林商工課耕地改良係（☎ 47-2116 役場2階 窓口13番）